

○東かがわ市建設工事指名競争入札参加者資格基準

平成15年4月1日告示第18号

(趣旨)

**第1条** この基準は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第2項の規定に基づき、東かがわ市の発注する建設工事に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査の方法を定めるものとする。

(資格審査)

**第2条** 指名競争入札に参加しようとする者の資格審査は、等級別の格付けを行うことによって、これを行う。

2 前項の資格審査は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受けた者のうち、同法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査（建設工事入札参加資格審査申請をする日（以下「申請日」という。）の直前の8月31日以前1年以内の期間に含まれる日を審査基準日とするものに限る。）を受け、建設工事入札参加資格審査申請をした者に対して、これを行う。

3 第1項の格付けは、舗装工事を除く工事にあつてはA、B及びCの3段階に、舗装工事にあつてはA及びBの2段階に区分し、前項の経営に関する客観的事項の審査の結果及び技術力、工事の成績、法令違反その他の事項に基づき、別に定めるところにより算定した総合点数により、これを行う。

(資格審査の手続)

**第3条** 前条第2項の申請をしようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書を別に定める受付期間及び場所に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特に必要がないと認められたものについては、この限りでない。

- (1) 申請営業所調書（支店又は営業所が代理契約先となる場合）
- (2) 申請業種等調書
- (3) 建設業許可証明書
- (4) 営業所一覧表（支店又は営業所が代理契約先となる場合）
- (5) 工事経歴書
- (6) 納税証明書（ただし、香川県内及び東かがわ市内に営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。）を有する者にあつては、香川県税に未納の税額がない旨の証明書並びに

東かがわ市税の納税額及び納税状況が記載された証明書) 及び消費税及び地方消費税に未納の税額がない旨の証明書

- (7) 建設業法第27条の27第1項に規定する経営事項審査結果通知書の写し
  - (8) 委任状(委任した営業所等がある場合)
  - (9) 技術職員名簿
  - (10) 営業所の写真(香川県内の全ての営業所)
  - (11) その他必要と認める書類
- (格付けの承継)

**第4条** 第2条の格付けを受けた者が死亡、廃業、営業譲渡、組織変更、合併等をしたときは、その者の実態を承継した者は、その承継の原因のあった日から30日以内に申請して、格付けを受けることができる。

2 前項の格付けには、第2条第3項の規定を準用する。

(参加資格)

**第5条** 第2条又は前条の格付けを受けた者は、別表第1に掲げる設計金額に応じて指名競争入札に参加する資格を有する。ただし、工事の成績が特に優秀と認められる者については、その者の属する等級の上位に属する者の資格を有する者とみなすことができる。

2 市長は、前項の規定によるほか、災害その他特別の理由があると認めるときは、資格を別に定めることができる。

(特別参加資格)

**第6条** 前条の規定によるほか、特に緊急を要する場合その他特別の理由があると認められるときは、第2条又は第4条の格付けを受けた者をもって、指名競争入札に参加する資格を有する者とする。

(資格の取消し)

**第7条** 市長は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該資格を取り消すことができる。

- (1) 政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項の規定に該当するとき。
- (2) 申請書及び添付書類に虚偽の事項を記載したことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により資格者の資格を取り消したときは、直ちに当該資格者に通知するものとする。

(共同企業体)

**第8条** 共同企業体は、単一の者とみなし、第2条から前条までの規定を準用する。

**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の引田町、白鳥町若しくは大内町の指名競争入札参加者名簿に登載されていた者又は当該各町の規定に基づき指名競争入札参加資格審査申請をしていた者は、それぞれ第2条の規定に基づく資格審査を受けた者とみなす。

**附 則** (平成16年4月1日告示第58号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則** (平成17年1月1日告示第2号)

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

**附 則** (平成17年4月1日告示第41号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則** (平成19年4月20日告示第53号)

この告示は、平成19年4月20日から施行する。

**附 則** (平成21年4月13日告示第55号)

この告示は、平成21年4月13日から施行する。

**附 則** (平成26年3月19日告示第13号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月1日告示第16号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年12月25日告示第123号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則** (令和5年3月17日告示第27号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則** (令和6年1月4日告示第3号)

この告示は、令和6年1月4日から施行する。

**附 則** (令和7年3月18日告示第27号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

建設工事の種類	等級	設計金額
土木一式工事 解体工事	A	20,000,000円以上
	B	5,000,000円以上 30,000,000円未満
	C	10,000,000円未満
建築一式工事	A	全 金 額
	B	50,000,000円未満
	C	25,000,000円未満
舗装工事	A	全 金 額
	B	5,000,000円未満
電気工事 管工事	A	全 金 額
	B	20,000,000円未満
	C	10,000,000円未満
その他工事	A	全 金 額
	B	20,000,000円未満
	C	10,000,000円未満